

報告第13号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和4年度

事業報告書
決算書

自 令和4年（2022年）4月1日

至 令和5年（2023年）3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

目 次

令和4年度 事業報告兼成果報告書	……………	1
令和4年度 理事会・評議員会開催状況	………	6
令和4年度 決算書	……………	10
令和4年度 決算監査報告書	……………	14
一般財団法人杉並区交流協会定款	……………	15

令和4年度

事業報告兼成果報告書

1 在住外国人の支援に関する事業

事業名 (会場)	概要・成果	参加者																																																																																										
杉並消防署訪問と防災体験 5月19日(木) (杉並消防署)	新型コロナウイルス感染症の影響により留学生の来日が滞る中、毎年5月に実施していたウエルカム・パーティの内容を精査し、消火器の使い方、緊急時の通報訓練、起震車体験など、日本で生活していく上での安全・安心に特化した防災講座を、杉並消防署と連携して行った。	72人 (うち外国人40名)																																																																																										
外国人サポートデスク (区役所、交流協会)	<p>相談員対応：英語＝月曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 韓国語＝第2・4金曜日午後 ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時</p> <p><相談実績></p> <table border="1" data-bbox="480 698 1414 1382"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>実施回数</th> <th>サポートデスク (人)</th> <th>事務局 (人)</th> <th colspan="2">合計 (人) (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>18</td><td>10</td><td>16</td><td>26</td><td>33</td></tr> <tr><td>5</td><td>19</td><td>18</td><td>12</td><td>30</td><td>34</td></tr> <tr><td>6</td><td>17</td><td>6</td><td>25</td><td>31</td><td>33</td></tr> <tr><td>7</td><td>18</td><td>11</td><td>26</td><td>37</td><td>41</td></tr> <tr><td>8</td><td>18</td><td>15</td><td>18</td><td>33</td><td>38</td></tr> <tr><td>9</td><td>16</td><td>9</td><td>17</td><td>26</td><td>30</td></tr> <tr><td>10</td><td>16</td><td>10</td><td>14</td><td>24</td><td>28</td></tr> <tr><td>11</td><td>18</td><td>16</td><td>17</td><td>33</td><td>37</td></tr> <tr><td>12</td><td>18</td><td>9</td><td>14</td><td>23</td><td>28</td></tr> <tr><td>1</td><td>16</td><td>8</td><td>9</td><td>17</td><td>21</td></tr> <tr><td>2</td><td>18</td><td>14</td><td>8</td><td>22</td><td>25</td></tr> <tr><td>3</td><td>20</td><td>7</td><td>18</td><td>25</td><td>30</td></tr> <tr><td>合計</td><td>212</td><td>133</td><td>194</td><td>327</td><td>378</td></tr> <tr><td>前年度 (R3)</td><td></td><td>151</td><td>181</td><td>332</td><td>398</td></tr> </tbody> </table>	月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)		4	18	10	16	26	33	5	19	18	12	30	34	6	17	6	25	31	33	7	18	11	26	37	41	8	18	15	18	33	38	9	16	9	17	26	30	10	16	10	14	24	28	11	18	16	17	33	37	12	18	9	14	23	28	1	16	8	9	17	21	2	18	14	8	22	25	3	20	7	18	25	30	合計	212	133	194	327	378	前年度 (R3)		151	181	332	398	
月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)																																																																																								
4	18	10	16	26	33																																																																																							
5	19	18	12	30	34																																																																																							
6	17	6	25	31	33																																																																																							
7	18	11	26	37	41																																																																																							
8	18	15	18	33	38																																																																																							
9	16	9	17	26	30																																																																																							
10	16	10	14	24	28																																																																																							
11	18	16	17	33	37																																																																																							
12	18	9	14	23	28																																																																																							
1	16	8	9	17	21																																																																																							
2	18	14	8	22	25																																																																																							
3	20	7	18	25	30																																																																																							
合計	212	133	194	327	378																																																																																							
前年度 (R3)		151	181	332	398																																																																																							
外国人のための無料専門家相談会 2月18日(土) (区役所第4会議室)	弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家が、語学ボランティアの協力も得て、外国人が抱える問題の相談会を開催した。 ▶相談者16人、専門家10人、通訳ボランティア9人、スタッフ11人 計46人 ▶相談者の国籍：9か国 ▶新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約制で実施																																																																																											
日本語教室 (交流協会)	3つのボランティアグループが検温、消毒、マスク着用、アクリル板の設置などの感染対策を講じた上、以下の日時で実施した。 ▶LTC友の会(火曜日午前・午後、木曜日午前・午後) ▶ALLグループ(金曜日午前) ▶日本語交流クラブ(水曜日午前)																																																																																											
語学ボランティアの登録・運営	① 杉並版ボランティア登録数1,681人(令和5年3月31日現在) うち語学ボランティアの登録数1,079人(イベント等との重複登録可) ② 派遣実績(通訳・翻訳/講師派遣)124人(前年度86人)																																																																																											

<p>外国人とのコミュニケーション講座～やさしい日本語</p> <p>6月＝21日(火)、28日(火) ▶ 7月＝6日(水)、13日(水)</p> <p>(交流協会)</p>	<p>区内在住の日本人及び外国人を対象に、お互いが「やさしい日本語」で気軽にコミュニケーションが取れるように、分かりやすい日本語を学ぶ講座を開催した。</p> <p>1回目：講師による「やさしい日本語」講義 2回目：実践練習を行う体験講座</p> <p>※6月7月ともに同じ内容。</p>	<p>① 49人 ② 46人</p>
<p>日本語教育推進事業 (区役所第9会議室、高円寺駅前会議室ほか)</p>	<p>① 子ども日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語教師や地域日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援するボランティアを養成する講座を、令和4年10月5日から12月14日にかけて実施した。(全10回) 【応募状況】124人 【受講】32人(修了者28人)</p> <p>② 子ども日本語教室の開催 日本語講師が中心となり教室を運営し、ボランティアがマンツーマンで子どもの学習をサポートしている。</p> <p>【日時】令和5年1月25日から3月29日＝毎週月・水曜日午後4時15分～5時50分 【受講者数】18人</p>	<p>① 32人 ② 18人</p>

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

事業名	概要・成果	参加者
<p>東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業 (分担金対象事業)</p>	<p>① 交流自治体等への阿波おどり訪問団の派遣 ▶名寄市：6月18日(土)～20日(月)(31人) ▶南伊豆町10月15日(土)～16日(日)(31人) ▶東吾妻町・青梅市は中止</p> <p>② 東京高円寺阿波おどり参加交流自治体の受け入れ ▶8月の東京高円寺阿波おどり中止により中止</p>	<p>62人</p>
<p>国内外交流自治体等への区民ツアーの開催</p>	<p>① 交流自治体への体験型訪問ツアーの実施 ▶新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>② 台湾への区民ツアーの実施 ▶新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>	<p>—</p>
<p>台湾との文化・芸術交流事業 (分担金対象事業)</p>	<p>① 東京高円寺阿波おどり台湾公演の実施 ▶中止(令和5年度に延期)</p> <p>② 台北木偶劇団による台湾布袋劇「劈山救母」の実施 ▶9月3日(土)～4日(日)(座・高円寺2)</p>	<p>344人</p>

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

事業名（会場）	概要・成果	参加者
外国人による日本語スピーチ大会 3月4日（土） （区役所第4会議室）	外国人が日本で生活体験や自国との文化の違いなどを日本語で発表した。 ▶発表者11人 ▶参加者の国・地域：韓国、台湾、ネパール、中国、ベラルーシ、ウズベキスタン、ロシア、モンゴル、日本	136人
海外文化セミナー「ウクライナ」in すぎなみフェスタ 11月5日（土）、6日（日） （桃井原っぱ公園ほか）	① すぎなみフェスタにおいて、NPO 日本ウクライナ友好協会 KRAIANY や杉並区に避難している方々と協力して、ウクライナの歴史や文化を紹介するとともに、郷土料理であるボルシチを販売した。 ② 「ウクライナ人の生の声：母国の過去、現在、未来」と題した講演会を実施し、ウクライナの歴史や現状を紹介した。	① 627杯 ② 45人
異文化理解講座 ① 5月13日（金） ② 8月27日（土） （阿佐谷地域区民センターほか）	① 東京2020大会でホストタウン交流宣言を締結したウズベキスタンの食文化を紹介する料理教室を実施した。 ② 東京高円寺阿波おどりの練習会及び本公演にかわる公演「座・SAJIKI」にウクライナ避難民の方を招待した。	① 19人 ② 54人
まるごと台湾フェア 9月10日（土） （阿佐谷地域区民センター）	中学生の野球交流や阿波おどり台湾公演など、杉並区が交流を重ねる台湾について、その魅力を講演や映像を通し、広く区民等へ紹介した。 ▶講演会、演奏会、鉄道模型の展示、工芸品等の販売 ほか	1,920人
ホームステイ・ホームビジット	交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット事業 ▶新型コロナウイルス感染症の影響により中止（大会は実施）	-

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

事業名	概要・成果
協会報等の発行	機関紙（交流ニュース）の発行 ▶発行時期：4月・7月・10月・1月 ▶発行部数：各月5,000部 ▶配布先：会員・区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ニュースレターの発行 ▶発行時期：5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ▶発行部数：各月1,300部 ▶配布先：会員・関係者（レターフレンド）・区施設・関係団体
協会ホームページ等の運営	ホームページ ▶アクセス数：平均94,540件/月（前年度：平均63,016件/月） Facebook ▶ページフォロワー数：2,206人（前年度：2,112人） ▶投稿回数：100件（前年度：79件）
会員制度の運営	各種会員数 ▶賛助会員（個人）：144人（前年度：137人） ▶賛助会員（法人）：2団体（前年度：2団体） ▶レターフレンド（外国人会員）：207人（前年度：201人）
サポート委員 （区民事業ボランティア）	広報担当5人 事業担当9人
コミュかるショップの運営	フェアの開催 4月 なみすけフェア 6月 カレーフェア 7～8月 サマーフェア 8～9月 小笠原フェア 10月 交流自治体プリンフェア in すぎなみプレフェスタ（出張販売） 10月 なみすけフェア 11月 すぎなみフェスタ（出張販売） 12月 名寄おもちフェア 1月 南伊豆フェア 2月 小学生名寄自然体験交流事業学習成果発表会（出張販売） 3月 南相馬市応援フェア、なよろプチスイーツフェア

5 事業の成果（総評）

令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月に予定していた東京高円寺阿波おどり台湾公演をはじめ、10月の交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット事業、11月の交流自治体等への区民ツアー等が中止となりました。一方で、6月には北海道名寄市、10月には静岡県南伊豆町へ3年ぶりに阿波おどり団の派遣を行い、日本語教育推進事業では、10月から12月にかけてボランティア養成講座を実施し、令和5年1月から試行的に子ども日本語教室にて18人の外国人等児童・生徒を受け入れるなど、コロナ禍も3年目に入り、感染症対策を実施した上で可能な限り事業の実施に取り組んだ一年でした。

外国人支援事業においては、杉並消防署と連携して消火器の使い方や起震車を体験できる講座を実施しました。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、会場を換気の良い屋外に設定し、互いの距離を保ちながら体験できる内容にしました。参加者からは、「起震車や消火器を実際に体験できたことは、これから日本で生活していく上でとても有意義でした」といった感想も聞かれ、一定の成果をあげることができました。また、外国人サポートデスクにおいては、相談の内容が、これまでのワクチン接種や生活支援といった新型コロナウイルス感染症に関係することから、税や国民健康保険、日本語教室に関することに変化してきました。

多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業においては、11月に海外文化セミナーを開催しました。会場を「すぎなみフェスタ」に移し、ウクライナを取り上げて、避難民の方々と連携して、郷土料理ボルシチや民芸品の販売、歴史や文化を伝える講演会を実施しました。また、令和5年3月に開催した外国人による日本語スピーチ大会では、9か国・地域の11人の発表者が、日本での生活や母国との文化の違い、家族感についてスピーチを行い、国際交流を深めました。

その他交流協会の目的を達成するために必要な事業においては、令和5年1月1日現在における区の日本人の人口が553,865人と昨年比で635人減少する中、区内在住外国人は16,921人と1,718人増加しています。これに合わせてホームページのアクセス数も大幅に増加しました。しかし、賛助会員やレターフレンドの登録者数、Facebookのフォロワー数は小幅な伸びに留まっており、在住外国人の情報を得る手段が変化してきていると捉えています。そのため、来年度はLINEなど新たなSNSを活用した情報発信に取り組んでいきます。

また、令和4年4月からウクライナ緊急支援寄附金の募金活動と寄附金を活用したウクライナ支援に取り組みました。令和5年3月31日までの間に総額4,168,774円の寄附金が集まり、杉並区内に避難している18人に対して、渡航費や生活支援一時金、日本語の学習支援等にかかる費用の一部について、1,256,935円を支給しました。

以上のとおりであるが、令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。

令和4年度

理事会・評議員会開催状況

一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和4年度 一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

令和5年3月31日

	役 職	氏 名	所 属 等
1	理事長	井上 泰孝	杉並産業協会
2	副理事長	板倉 徳枝	杉並ユネスコ協会
3	常務理事 (兼務事務局長)	幸内 正治	杉並区交流協会
4	理事	吉田 洋之	東京杉並ライオンズクラブ
5	理事	小竹 良夫	東京杉並ロータリークラブ
6	理事	川名 海男	杉並区商店会連合会
7	理事	川副 隼平	東京青年会議所杉並区委員会
8	理事	八方 淑夫	東京商工会議所杉並支部
9	理事	ホリー ペトル	早稲田大学演劇博物館招聘研究員
10	理事	田森 亮	杉並区

1	監事	十川 稔	東京税理士会杉並支部
2	監事	森 雅之	杉並区

1 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	内容	結果
第1回	令和4年 4月21日	議案第1号	代表理事、副理事長、常務理事等の選定について	原案承認
		議案第2号	事業報告及び収支決算について	原案承認
		報告1	ウクライナ支援寄附金について	報告了承
第2回	令和4年 11月17日	報告1	令和4年度上半期事業報告と今後の予定について	報告了承
		報告2	令和4年度上半期中間監査の結果	報告了承
		報告3	ウクライナ避難民への支援について	報告了承
第3回	令和5年 3月16日	議案第1号	令和5年度 杉並区交流協会事業計画(案)について	原案承認
		議案第2号	令和5年度 杉並区交流協会収支予算(案)について	原案承認
		議案第3号	評議員会の招集について	原案承認
		報告1	監査の指摘事項に対する対応について	報告了承
		報告2	理事の選任について	報告了承
		報告3	子ども日本語教室の実施状況について	報告了承
		報告4	ウクライナ緊急支援寄附金の活用状況について	報告了承

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和5年3月31日

(順不同)

	氏 名	所 属
評議員	日沼 禎子	女子美術大学
評議員	富澤 武幸	東京高円寺阿波おどり振興協会
評議員	嶋田 和子	一般社団法人アクラス日本語教育研究所
評議員	小原 幹晶	東京都行政書士会杉並支部
評議員	徳嵩 淳一	杉並区

2 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	内容	結果
第1回	令和4年 4月21日	議案第1号	議事録署名人の選出について	原案承認
		議案第2号	事業報告及び収支決算について	原案承認
		報告1	ウクライナ支援寄附金について	報告了承
第2回	令和4年 6月1日	議案第1号	監事の選定について	原案承認

令和4年度

決算書

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 財務諸表に対する注記
4. 財産目録

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,689,293	17,019,304	5,669,989
売掛金	141,200	0	141,200
有価証券	50,500	0	50,500
商品	220,558	217,904	2,654
仮払金	0	7,147	△ 7,147
未収金	232,699	166,447	66,252
流動資産合計	23,334,250	17,410,802	5,923,448
2. 固定資産			
(1) 基本財産	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産	0	0	0
固定資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	26,334,250	20,410,802	5,923,448
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,154,265	15,689,162	△ 1,534,897
前受金	500,000	0	500,000
預り金	2,298,606	129,768	2,168,838
仮受金	2,911,839	0	2,911,839
流動負債合計	19,864,710	15,818,930	4,045,780
負債合計	19,864,710	15,818,930	4,045,780
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	3,469,540	1,591,872	1,877,668
正味財産合計	6,469,540	4,591,872	1,877,668
負債及び正味財産合計	26,334,250	20,410,802	5,923,448

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	12	20	△ 8
受取会費	179,500	174,500	5,000
事業収益	7,913,969	7,135,748	778,221
受取補助金等	54,040,164	46,219,395	7,820,769
その他収益	20,301	176,239	△ 155,938
受取利息	229	183	46
雑収入	20,072	176,056	△ 155,984
経常収益計	62,153,946	53,705,902	8,448,044
(2) 経常費用			
事業費	16,261,783	11,031,236	5,230,547
管理費	43,587,595	41,082,794	2,504,801
経常費用計	59,849,378	52,114,030	7,735,348
当期経常増減額	2,304,568	1,591,872	712,696
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,304,568	1,591,872	712,696
法人税・住民税及び事業税	426,900	0	426,900
当期一般正味財産増減額	1,877,668	1,591,872	285,796
一般正味財産期首残高	1,591,872	0	0
一般正味財産期末残高	3,469,540	1,591,872	1,877,668
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	3,000,000	△ 3,000,000
指定正味財産期首残高	3,000,000	0	3,000,000
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	6,469,540	4,591,872	1,877,668

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
減価償却の対象となる固定資産はない。
- (2) 引当金の計上基準
引当金は計上していない。

2. コミュかるショップの期末棚卸し額は 220,558円である。

3. 仮受金についてはウクライナ緊急支援寄附金であり、 令和4年度の寄附金は4,168,774円であった。 そのうち1,256,935円を支援金として支出した。 振込手数料等諸経費を差し引いた残高は2,911,839円 である。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	22,689,293		
現金	8,640		
小口現金(コミュかるショップ)	120,000		
普通預金(みずほ・一般1)	12,995,096		
普通預金(みずほ・一般2)	1,591,872		
普通預金(みずほ・コミュかる)	4,929,456		
普通預金(西武信金・コミュかる)	1,560		
ゆうちょ総合	2,912,169		
郵便振替	130,500		
売掛金	141,200		
有価証券(プレミアム付き商品券)	50,500		
商品	220,558		
仮払金(源泉税)	0		
未収金(販売手数料)	232,699		
流動資産合計		23,334,250	
2 固定資産			
基本財産	3,000,000		
固定資産合計		3,000,000	
資産合計			26,334,250
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金(区への返還金)	12,591,836		
未払金(その他)	1,562,429		
前受金(台湾公演の協賛金)	500,000		
預り金(健保・厚生年金)	55,780		
預り金(雇用保険料)	20,230		
預り金(所得税)	76,317		
預り金(住民税)	81,800		
預り金(受託販売)	2,044,479		
預り金(チケット代)	20,000		
仮受金(ウクライナ緊急支援寄附金)	2,911,839		
流動負債合計		19,864,710	
負債合計			19,864,710
III 正味財産の部			
指定正味財産	3,000,000		
一般正味財産	3,469,540		
正味財産合計		6,469,540	6,469,540
負債及び正味財産合計			26,334,250

令和4年度

決算監査報告書

令和5年4月17日

令和4年度一般財団法人杉並区交流協会

決算監査報告書

一般財団法人杉並区交流協会
理事長 井上 泰孝 様

一般財団法人杉並区交流協会監事

十川 稔

一般財団法人杉並区交流協会監事

森 雅之

一般財団法人杉並区交流協会定款第9条に基づき、理事長から監査に付された令和4年度一般財団法人杉並区交流協会の決算監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の対象

(1) 令和4年度一般財団法人杉並区交流協会決算

- ①事業報告書及び成果報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(2) その他の証書及び帳票類

2. 監査の日時及び場所

- (1) 実施日時 令和5年4月17日
- (2) 実施場所 一般財団法人杉並区交流協会 会議室

3. 監査の結果

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、会計帳簿の記載金額と一致し、一般財団法人杉並区交流協会の収支及び財産状況を正確に示しており、かつ、事業報告書及び成果報告書から、その業務運営も一般財団法人杉並区交流協会の定款に基づき適正に執行されていることを確認した。

一般財団法人杉並区交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の抛出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

抛出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に

当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

4 理事のうち1名を副理事長とする。

5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、
常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の
状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状
況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当

たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 冨澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 井上 泰孝

設立時理事 板倉 徳江

設立時理事 岡本 勝実

設立時理事 幸内 正治
設立時理事 野村 浩司
設立時理事 小竹 良夫
設立時理事 川名 海男
設立時理事 奥 優
設立時理事 八方 淑夫
設立時理事 ホリー ペトル (HOLY PETR)
設立時代表理事 井上 泰孝
設立時監事 奥田 よし子
設立時監事 森 雅之

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉並区交流協会の設立のため、設立者の定款作成代理人である行政書士 中村

正信は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和3年1月14日

設立者 杉並区

区長 田中 良

上記設立者の定款作成代理人

東京都杉並区高円寺南2丁目53番4号

アークビル高円寺301号室

行政書士 中村 正信

令和5年度

事業計画書

予算書

自 令和5年(2023年)4月1日

至 令和6年(2024年)3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

目 次

令和5年度 事業計画書 …………… 1

令和5年度 収支予算書 ……… 4

令和5年度

事業計画書

令和5年度 事業計画書

(令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日)

1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるように、相談窓口や通訳・翻訳業務を実施するほか、交流イベントや講座・体験会を開催する。

事業名	活動内容
外国人サポートデスク	日常生活に関する悩み事や困り事などの相談、情報提供を通して外国人の暮らしを支援する。区役所の相談窓口で、協会のボランティア相談員により実施する。 ➡英語＝月曜日午後、金曜日午前 ➡中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 ➡韓国語＝第2・4金曜日午後 ➡ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時
外国人のための無料専門家相談会	東京国際交流団体連絡会議に参加する各区市の交流協会・弁護士会・行政書士会・税理士会等が連携して、在住外国人を対象とした無料の相談会を開催する。 ➡令和6年2月
【新規】 外国人のための知識と体験セミナー	防災に関する知識、ごみの分別や交通ルールなど地域で生活していく上で必要な知識を、体験を通して学べる講座を開催する。 ◇ウエルカム・パーティーを統合 ◇ホームステイ・ホームビジット支援事業を統合
やさしい日本語教室	日本人と外国人が、テーマを決め「やさしい日本語」で対話する講座。わかりやすい日本語でのコミュニケーションを通して、お互いを理解し、地域社会への受け入れ、日常生活の向上を目指していく。 ➡6月、7月
【重点】 外国人等児童・生徒に対する日本語教育推進事業 ・子ども日本語教室 ・日本語教室運営サポート	外国人等の子どもを対象に、将来につながる日本語と教科の力を伸ばすことを目指していく。また、保護者のサポートにも取り組み、包括的な生活支援を目指していく。 ➡高円寺教室＝月・水曜日午後4時15分～5時50分 ➡済美教室＝火・木曜日午後4時15分～5時50分 外国人等の大人を対象に日本語教室を運営する団体に、活動場所を提供するとともに、コピー機の利用やWi-Fi環境の整備等を通して、その活動を支援していく。
通訳・通訳依頼・講師派遣	協会の事業や地域のイベント等に通訳・翻訳者として参加・協力する語学ボランティアの登録・運営を進める。

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

杉並区の国内外交流自治体等との交流を深めるため、東京高円寺阿波おどりを通じた交流や市民交流を目的とした自治体への区民体験ツアーなどを実施する。

事業名	活動内容
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業	①交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、交流自治体の祭りや行事に東京高円寺阿波おどり訪問団を派遣する。 ➡6月：名寄市 ➡9月：東吾妻町 ➡10月：南伊豆町 ➡3月：青梅市 ②交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、東京高円寺阿波おどり大会に参加する交流自治体阿波おどり連を募り、受け入れる。 ➡8月
国内外交流自治体等への区民ツアー	文化やスポーツ、農業体験などを通じて、国内外交流自治体の魅力を体験できる区民ツアーを実施する。 ➡年1回（開催時期、訪問自治体等は未定）
台湾との文化・芸術交流事業	① 東京高円寺阿波おどり台湾公演を実施する。 ➡5月 ② 台湾雑技団を招聘し、杉並公演を実施する。 ➡11月

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、互いの文化を学び合い交流する機会を提供する。

事業名	活動内容
まるごと台湾フェア in すぎなみフェスタ	台湾の食をはじめ、歴史や文化などを紹介するテントを設け、台湾の魅力を発信するとともに、中学生の野球交流や高円寺阿波おどり台湾公演についての周知を図る。 今年度より「すぎなみフェスタ」と連携しての実施を検討している。 ➡11月
海外文化セミナー (国際理解講座)	① ある国を取上げ、講演会や演奏・料理教室等を通して、その国の歴史や文化などを紹介し、交流を深めることで、相互理解を深めていく。 ➡12月 ② 日本・海外の文化を相互に体験できる場を提供していく。 ➡時期未定
日本語スピーチ大会	外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人と区民との相互理解を図る。 ➡令和6年3月

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

広報・情報提供事業やコミュかるショップ等の運営を行う。

事業名	活動内容
広報・情報提供	協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係団体に提供する。 ① 交流ニュースの発行（4・7・10・1月） ② ニュースレターの発行（5・6・8・9・11・12・2・3月） ③ 英字広報 ④ ホームページの運営 ⑤ SNS 発信（LINE の活用）
会員制度の運営	① 協会を支援する会員制度を運営する。 ② 協会を支援する寄附等の口座窓口を設置する。
コミュかるショップの運営	「区内で一番すぎなみが集まる場所」という理念のもと、区民に親しまれるショップ運営を進める。また、運営を通して区及び交流自治体の魅力発信に努めていく。

令和5年度

予 算 書

令和5年度収支予算書

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日

（単位：円）

収入の部	令和5年度	令和4年度	前年比
	80,371,000	66,440,000	121.0%
1 区補助金	53,220,000	52,354,000	101.7%
①管理費補助金	47,914,000	44,824,000	106.9%
②事業費補助金	5,306,000	7,530,000	70.5%
2 区分担金	25,021,000	13,725,000	182.3%
3 都補助金	1,900,000	-	-
4 事業収入（事業参加費等）	20,000	151,000	13.2%
5 会費収入	210,000	210,000	100.0%
支出の部			
	80,371,000	66,440,000	121.0%
1 事業費	7,436,000	7,691,000	84.8%
①外国人支援事業	1,878,000	1,845,000	101.8%
②国内外の自治体交流の促進	655,000	1,710,000	38.3%
③多文化共生社会の相互理解の向上	2,396,000	2,147,000	111.6%
④その他の事業（事業管理費含む）	2,507,000	1,989,000	126.0%
2 管理費	47,914,000	44,824,000	106.9%
3 分担金（交流事業）	20,237,000	13,725,000	147.4%
4 分担金（子ども日本語教室）	4,784,000	0	-
5 予備費	0	200,000	0.0%

コミュかるショップの運営にかかる予算

収入の部（コミュかるショップ）	令和5年度	令和4年度	前年比
		7,800,000	7,800,000
1 事業収入（コミュかるショップの運営）	7,800,000	7,800,000	
支出の部（コミュかるショップ）			
	7,800,000	7,800,000	100.0%
1 事業支出（コミュかるショップの運営）	7,800,000	7,800,000	